

保育料無償化の手続きについて

浜田市子ども・子育て支援課

子ども・子育て支援新制度の対象とならない私立幼稚園や、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚園部の利用を無償とするためには、手続きが必要となります。次の内容をご確認の上、手続きをしていただきますようお願いいたします。

○無償となる金額

- ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない私立幼稚園：
【令和8年9月分まで】 月額 25,700 円まで
【令和8年10月分以降】 月額 28,000 円まで
- ・国立大学付属幼稚園：月額 8,700 円まで
- ・国立大学付属特別支援学校：月額 400 円まで

○無償化の対象となる費用

無償化の対象となるのは利用料のみです。

給食費、日用品、文房具、行事参加費、PTA会費、通園送迎費などは無償化の対象とはなりません。

無償化のための手続きについて

①子ども・子育て支援課へ施設等利用給付認定申請書を提出してください。

→市から施設等利用給付認定通知書をお送りします。



②施設に利用料を支払い、施設から以下の書類を受け取ります。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・・・(ア)

特定子ども・子育て支援提供証明書・・・(イ)



③(ア)(イ)の書類を添付し、利用又は利用料を支払った翌月中に、浜田市子ども・子育て支援課へ施設等利用費請求書を提出してください。

→市から無償化相当額をお支払いします。

※各様式は、子ども・子育て支援課にご用意しておりますので、お申し出ください。
浜田市HPからもダウンロード可能です。